



保存版

# 瑞穂野地区防災計画



鬼怒川

令和3年4月  
瑞穂野地区自主防災会



# 目 次

## 本文

### 第1章 基本的な考え方

- 1 地域として大事にすること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第2章 地区の特性

- 1 地区の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 【災害時の対応】

### 第3章 地域における防災体制

- 1 地域における防災体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 応急活動における重点事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 各班における役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 各班の行動イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 非常呼集体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

### 第4章 避難所の開設

- 1 避難所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 避難所開設時の市・学校・地域の連携・・・・・・・・・・ 10

### 第5章 要配慮者への支援（災害時要援護者支援制度など）

- 1 災害時の避難行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 災害時要援護者支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 【平常時の対応】

### 第6章 平常時の対応

- 1 防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 防災講話・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 防災広報紙・防災のしおりの発行・・・・・・・・・・ 17

## 【資料】

- 資料1 瑞穂野地区自主防災会会則
- 資料2 防災マップ
- 資料3 町丁別人口・世帯数
- 資料4 災害対応の主な業務フロー【風水害】
- 資料5 避難所レイアウト・備蓄品一覧

# 第1章 基本的な考え方

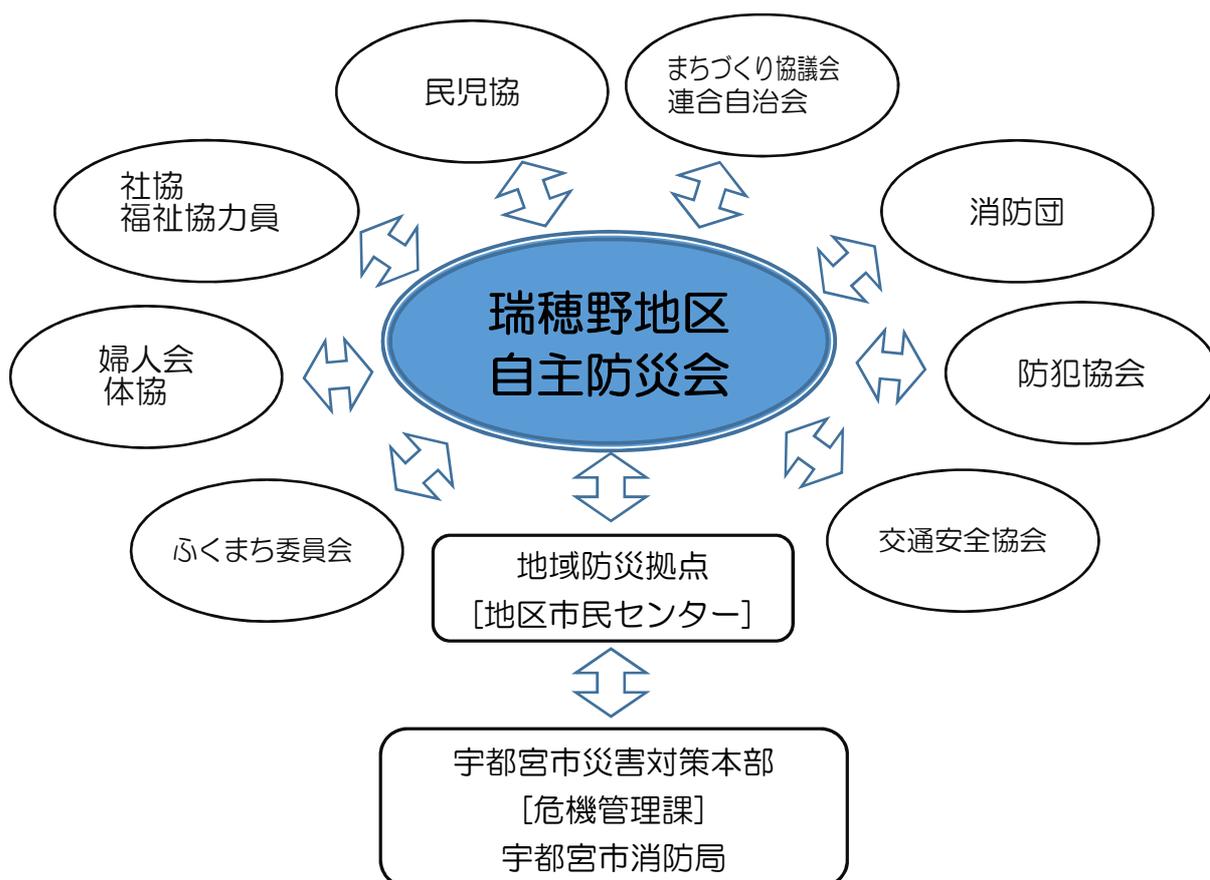
## 1 地域として大事にすること

瑞穂野地区は水と緑が豊かな、河川と田園風景が広がるのどかな地区で、地区内を流れる河川（特に鬼怒川）は、日常は恵をもたらすが、大雨が降ると地域を浸水させる原因ともなり得る。

災害が発生すると、その直後は交通網の寸断などにより消防や警察などが十分に対応できない恐れがあり、このようなとき、力を発揮するのが「地区ぐるみの協力体制」である。避難誘導や救出・救助活動、避難所運営など地域住民の助け合いにより様々な困難を乗り越える必要がある。

私たちの瑞穂野地区では、「自助・共助による地域の防災」という心構えで、地区内の各種団体、住民が協力しながら、災害に強いまちづくりを推進する。

この取組みを計画的に推進するため、「瑞穂野地区防災計画」を策定し、平常時から備えの充実を図るとともに、地区内の各種団体が協力し、災害時における「自助」「共助」を着実に実行するため、本計画に基づき地域防災力の高揚と災害対策に取り組む。



## 2 計画の位置づけ

- (1) 作成主体  
瑞穂野地区自主防災会
- (2) 対象地区の範囲  
この計画の範囲は「瑞穂野地区連合自治会」の地域とする。

## 第2章 地区の特性

### 1 地区の特性

#### (1) 自然特性

- 市の中心部から約10km南東部に位置
- 面積19,523km<sup>2</sup>（東西約5km，南北約7.2km）
- 河川が多い
  - 鬼怒川（地区東端）
  - 江川（地区西側を南北に）
  - 江川放水路（国道121号沿い）
  - 越戸川（地区中央を南北に）
  - 桑島川（地区北東部）
- 丘陵地はなく平地

#### (2) 社会特性

- 東部は肥沃な土地を生かした農業地帯
- 西部は住宅地，工業団地
  - 瑞穂野団地
  - 瑞穂野市営住宅
  - みずほの緑の郷
  - 瑞穂野工業団地 など



#### (3) 防災上

- 地区の東側が0.5mから3mの浸水想定区域（鬼怒川洪水ハザードマップ参照）
  - 越戸川より東側
  - 国道121号線南の東側
  - 国道121号線南の江川周辺
- 特に鬼怒川周辺では，木造家屋が倒壊するような堤防決壊等に伴う氾濫流や河岸侵食の発生のおそれあり
- 江川放水路，桑島川が鬼怒川に流れ込むところは霞堤防
- 地区内には5避難所（小中学校4，地区セン1）がある。ただし，瑞穂野北小学校，瑞穂野南小学校，瑞穂野地区市民センターは，洪水浸水想定区域内に立地する。
- 土砂災害警戒区域，土砂災害特別警戒区域はなし

# 【災害時の対応】

## 第3章 地域における防災体制

### 1 地域における防災体制

#### (1) 初動体制

大規模な災害（地震・大雨等）が発生し、または、発生する恐れがある時、地区をあげて災害活動に従事するため、速やかに地区災害対策本部を設置し、適切な応急活動を行うためその初動体制等を定める。

#### 【地区災害対策本部設置基準】

- ・震度5強以上の地震が発生したとき
- ・地区に高齢者等避難情報（警戒レベル3）以上が発令されたとき
- ・宇都宮市災害対策本部が設置され、地域内で災害が発生したとき、又は、発生する恐れがあるとき



瑞穂野地区災害対策本部設置

#### (2) 地区災害対策本部

##### ア 設置場所

本部は、瑞穂野地区市民センター（水害時は瑞穂野中学校）に設置し、センター等に設置できない場合は、本部長が指定する場所に設置する。

##### イ 参集方法

地区災害対策本部設置基準に基づく災害が発生した場合には、**本部長の指示がなくとも設置場所に参集**する。なお、やむを得ない理由により参集できない場合は、何らかの方法で報告する。

非常呼集 ☞ 「非常呼集体制」はP9参照

第1種呼集

第2種呼集

##### ウ 参集の留意点

自らの安全を確保し、参集途上において被害状況及び災害状況の収集に努め、その情報を本部に報告する。

##### エ 本部会議

会議には、本部長、副本部長、本部役員をもって組織し、本部長は速やかに本部会議を開催し、災害対策の基準事項について協議し、関係組織に指示をする。

## オ 報告事項

本部役員（各自治会長）は、各自治会の被害状況をできる限り収集し、報告する。

## カ 協議事項

- ① 災害応急対策実施及び調整に関すること
  - ・ 地域住民からの問合せへの対応
  - ・ 救助活動の対応
  - ・ 避難所の開設・運営の支援
  - ・ 飲料水、食料等の提供
- ② 市への応援要請に関すること
- ③ 各関係機関との連絡・調整に関すること
- ④ その他重要な事項

## 2 応急活動における重点事項

### (1) 情報の伝達

地区災害対策本部、各班等で得た情報は、速やかに地域住民に伝達し、避難誘導を実施、災害の軽減に努める。

特に、要援護者等を優先する。

### (2) 避難者の確認

各单位自主防災組織（各自治会）の長は、情報伝達後の避難状況を的確に把握するとともに、その結果を地区災害対策本部に報告する。

### (3) 不明者の把握

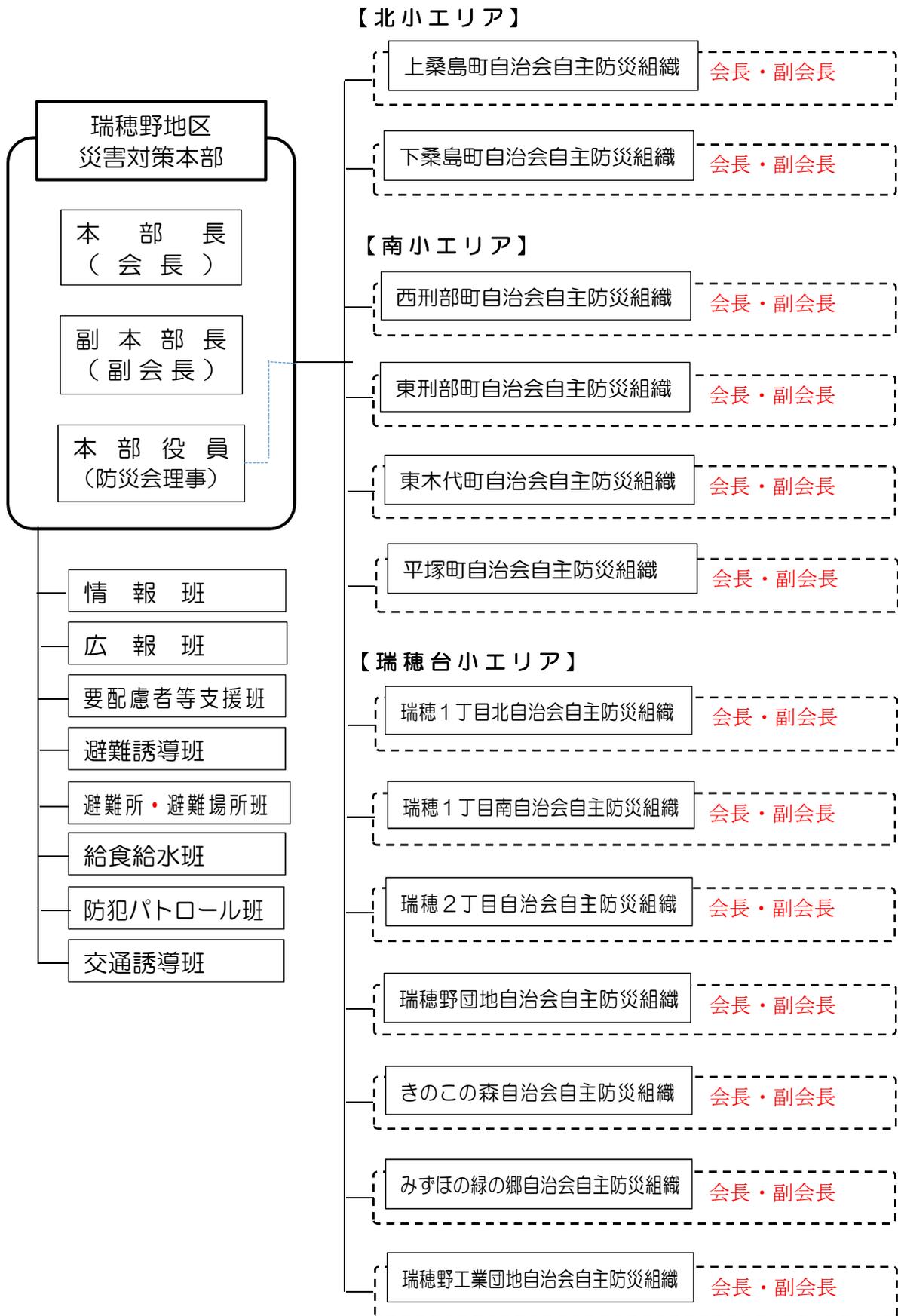
各单位自主防災組織の長は、災害の状況を把握し、不明者のいる恐れがある場合は、速やかに地区災害対策本部に報告する。

また、緊急に救出を必要とするものを発見した場合は、消防局等に救助を要請する。

### (4) 防犯パトロール

避難のために留守になった世帯に、別に定める防犯パトロール隊を結成し、第二の災害を防止する。

### 3 組織体制



## 4 各班における役割

災害状況の変化を見ながら、臨機応変に適時適切な班編成と人員配置を行う。

班名	役割
本部長 (会長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区災害対策本部の統括</li> <li>地域防災活動の指揮</li> </ul>
副本部長 (副会長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長の補佐</li> </ul>
本部役員 (防災会理事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各単位自主防災組織や各エリアとの連絡調整</li> <li>被害・避難情報等の全体把握</li> </ul>

班名	担当	役割	
		各団体	各自治会
情報班	地区災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体の応急対策の対応</li> <li>各班の統括</li> <li>被害情報の取りまとめ</li> <li>地区市民センター(地域防災拠点)との連絡調整</li> </ul>	<div style="border: 1px solid blue; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">対策本部</div>
広報班	防災会理事 各自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民への伝達情報の調整</li> <li>パニック防止等広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民への情報伝達</li> </ul>
支援班 要配慮者等	各自治会 社協 民児協 福祉協力員 福まち委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導、関係機関との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者(高齢者・障がい者)への災害情報の伝達</li> <li>要配慮者の避難誘導及び安否確認</li> <li>要配慮者の生活状況の把握</li> </ul>
誘導班 避難	各自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報の伝達</li> <li>安否情報の取りまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の呼びかけと避難誘導</li> <li>安否確認情報の収集</li> <li>在宅避難者の把握</li> </ul>
給水班 給食・	婦人会 体育協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料の管理受け入れ</li> <li>炊出しの実施</li> <li>飲料水や生活水の確保</li> </ul>	
避難場所班 避難所・	社協 民児協 福祉協力員 福まち委員会	(施設管理者、市避難所運営班と協力して) <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所開設準備</li> <li>避難者の受付・誘導</li> <li>避難者への物資等の配付など運営協力</li> </ul>	
防犯班 防犯パト	防犯協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域内の安全点検</li> <li>盗難等犯罪の防止</li> </ul>	
誘導班 交通	交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の駐車場案内等</li> </ul>	

※ 網掛けの各団体は各自治会エリアで活動

## 5 各班の行動イメージ

班名	【台風等】事前	発災直後 ～数時間	発災当日～ 3日程度	3日～ 1週間程度	1週間 以降
本部長 (会長)	○役員事前打合せ	○合せの開催 ○自主防災活動の指揮 ○地区災害対策本部の運営			
副本部長 (副会長)		○会長の補佐、各班の統括 ○地区災害対策本部の設置	○市災害対策本部への被害報告 ○避難所運営本部との連携		
本部役員 (防災会理事)		○各エリアとの連絡調整	○被害・避難情報の全体把握		
情報班		○地域の被害状況の把握・伝達 ○市の避難所運営責任者との連絡調整	○市災害対策本部からの情報伝達 ○他の自主防災組織との連絡調整・連携		
広報班			○地域住民への情報伝達 ○正確な情報提供によるパニック防止		
要配慮者 等支援班	○要配慮者等への避難準備の働きかけ ○要配慮者の安否確認	○避難行動要支援者名簿の用意 ○要配慮者(高齢者、障がい者)の避難誘導 ○要配慮者の生活状況の把握			
避難誘導 班	○避難誘導と避難の呼びかけ	○安否確認情報の収集 ○安否不明者の取りまとめ・指示	○在宅避難者の把握		
各自治会 自主防災 組織		○要救助者の確認 ○救出人員割振り・救出指示 ○重傷者・中等症者の搬送 ○軽傷者の応急処置 ○出火場所の確認 ○消火活動人員の割振り、活動指示 ○消防署への連絡	○し尿処理対策の実施 ○ごみの収集処分		
避難所・ 避難場所 班	○避難所開設準備 ○避難所開設	○避難所開設 ○避難所運営			
給食・給 水班			○炊き出し及び備蓄食料の調達 ○飲料水・生活必需品等の調達・配分 ○食中毒・伝染病の予防		
防犯パト ロール班			○地域内の安全点検 ○盗難等犯罪の防止		
交通誘導 班	○避難所駐車場案内等				

## 6 非常呼集体制

※ 個人名入り非常呼集  
表は毎年更新する。



## 第4章 避難所の開設

### 1 避難所

瑞穂野北小学校，瑞穂野南小学校，瑞穂野地区市民センター  
瑞穂野中学校，瑞穂台小学校

**※風水害時は，瑞穂野中学校，瑞穂台小学校のみ開設**

### 2 感染症対策

多くの住民が避難する避難所は「3密」状態により感染が拡大する恐れがあることから，避難所における感染防止対策が重要である。避難者への感染症対策を行うとともに，運営の支援を行う自主防災会 避難所避難場所運営班（市）についてもマスクの着用と手洗いの励行等の感染症対策を実施する。

避難者への対応

- ・ 避難所に入る前に検温・体調の聞き取りを実施
- ・ 体調不良者の避難エリア・動線を区分け
- ・ 避難者同士の距離を保つレイアウト設定（世帯間は2m距離を開ける）
- ・ マスク着用，定期的な換気，うがい・手洗いの励行，指先消毒の徹底（消毒用アルコールの設置）

### 3 風水害時に優先的に開設する避難所での市・学校・地域の連携

避難所開設にあたっては，避難所運営班（市），初期支援チーム（学校），自主防災会が連携して対応にあたる。

#### (1) 避難所開設準備

#### 学 校

初期支援チーム設置（学校長，副校長，施設管理担当職員等）  
避難所となる施設（体育館等）を開錠

※ 初期支援チームが対応できない場合は学校から依頼された地域の鍵保管者が開錠

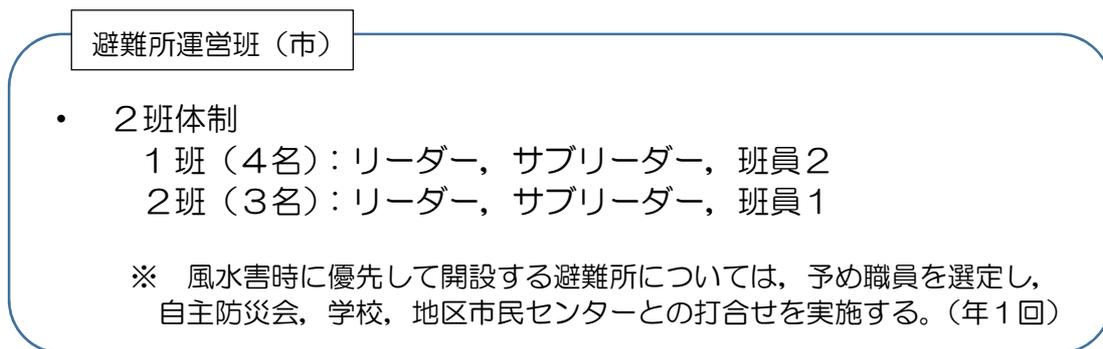
#### 防災会

避難所・避難場所班は避難所に参集  
市職員到着までの初期対応を初期支援チームと協力し実施

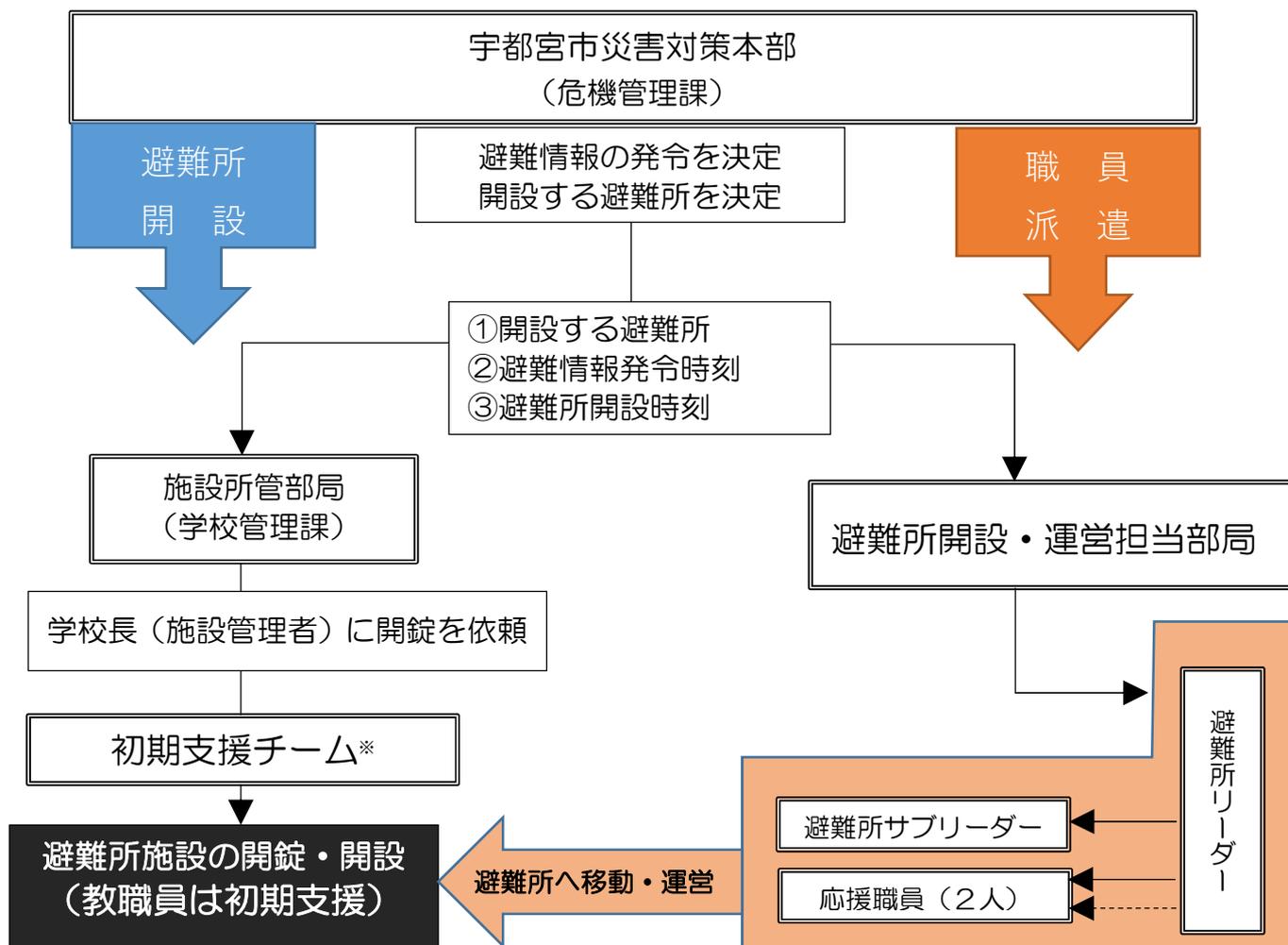
- ・ 避難所への必要物資の搬入  
（地区防災庫，地区市民センターから）
- ・ 事務用品，備蓄品等の準備
- ・ 避難者受入の準備                      など

(2) 避難所開設

参集した避難所運営班（市）と連携し、宇都宮市避難所ガイドラインに従い、避難所運営の支援を行う。



【避難所開設の流れ】



※ 施設管理者が開設できない場合は、地域の鍵保管者へ開錠依頼

## 【1 避難所あたりの初動体制】

No.	役割	市職員	防災会	合計	主な従事内容
1	初期トリアージ	1	2	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者の検温</li> <li>体調についての聞き取り</li> </ul>
2	受付	2	2	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者受付簿の記載</li> <li>避難者名簿の記載依頼</li> </ul>
3	避難場所の区画設定	1	2	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>各避難世帯人数に合わせた区画設定（2m間隔）</li> </ul>
4	避難区画への案内・誘導	—	2	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般避難者・要配慮者等設定場所への案内・誘導</li> </ul>
5	物資の準備・配布	—	2	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>エアマットの準備</li> <li>毛布・エアマット等の配布</li> </ul>
合計		4	10	14	

- ① 避難所の設営については、参集者全員で対応する。
- ② 役割については想定であり、避難所運営班（市）の指示に従い、臨機応変に対応する。
- ③ 避難所運営の状況により、人員体制を調整していく。

### (3) 在宅避難等

自宅が安全な場所に位置し、家族全員の安全と水・食糧等の備えが十分にある場合は、自宅に留まる。

また、安全な場所に住んでいる親戚や知人宅に身を寄せることも検討する。

# 第5章 要配慮者への支援(災害時要援護者支援制度など)

## 1 災害時の避難行動

災害避難時には、近隣の人に声をかけることで、地域住民の避難行動を促すことができる。また、自治会の各班や集落ごとに、的確な情報把握と迅速な避難行動に支援が必要な方、被災後の避難所での要配慮者を日常的に把握することで災害発生時の的確な避難行動ができる。

「声をかけ、みんなで避難」

「明るいうちに、風雨が強くなる前に避難」

◎ 要配慮者とは

- ・ 移動困難な方
  - ・ 情報を受けたり伝えたりすることが困難な方
  - ・ 急激な状況の変化への対応が困難な方
  - ・ 言語、文化、生活習慣が異なり、配慮を必要とする方など
- ※ 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、子供、傷病者、外国人等

## 2 災害時要援護者支援制度

集中豪雨や地震などの災害に備え、自力避難が困難な「災害時要援護者」に対し、日頃から声掛け・見守り活動を行うとともに、災害発生時には誰が支援し、どこに避難するかなどについてあらかじめ地域住民同士で決めておく“地域ぐるみの助け合い”の制度。

(1) 災害時要援護者とは

災害が発生した際、自力避難が困難な高齢者や障がい者などのうち、避難支援を希望する方（在宅で生活している人に限る）であり、平常時から避難支援等関係者に個人情報を提供することに同意した方。

市は、援護希望者の申し込みに基づき「災害時要援護者台帳」を作成、地区支援班と共有し、災害発生時における避難誘導・安否確認等に活用する。

(2) 地区支援班の役割

瑞穂野地区では、宇都宮市と協定を結んだ自主防災会を中心に、地域内の要援護者の把握や避難支援者の選任などを行っている。災害時には、自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、福祉のまちづくり推進委員会などが連携・協力し、対応にあたる。

## <地区支援班の役割>

### 平常時の対応

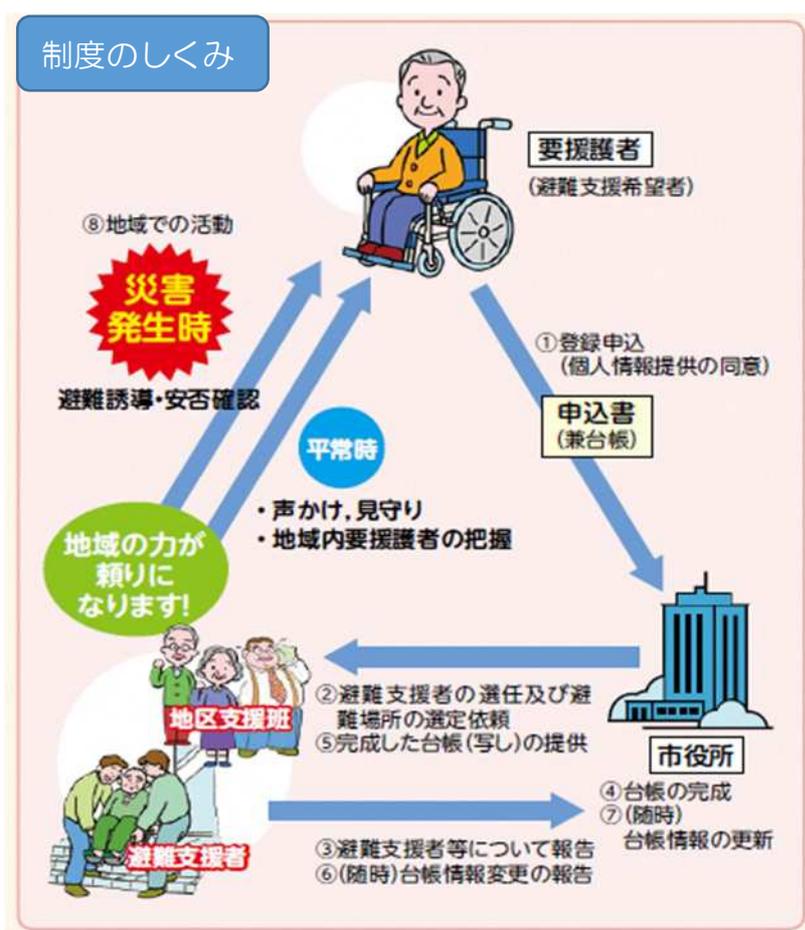
- 避難支援者の選任，避難場所の選定
- 「地域台帳」等の更新
- 要援護者の新規登録の促進
- 申込書などの受付 等

### 災害時の対応

- 避難所の開設の確認
- 災害状況の伝達
- 安否確認及び避難所への誘導

### (3) 避難支援者とは

要援護者の避難を支援してくれる方で、主にご近所の顔なじみの方が中心となる。日頃から要援護者への「声かけ（あいさつ）」や「見守り」などに心がけ、災害発生時には、安否確認や避難誘導など、一人ひとりの状況に応じた支援を行う。



# 【平常時の活動】

## 第6章 平常時の活動

### 1 防災訓練 (会則第13条関連)

#### (1) 目的

宇都宮市地域防災計画に基づき、瑞穂野地区自主防災会が中心となり、各種団体及び地域住民が一体となった実践的な訓練を実施して、地域住民の防災意識の高揚と瑞穂野地区防災組織の育成・強化並びに各種組織、団体との連携強化を図ることを目的とする。

#### (2) 内容

##### ア 訓練想定

- ① 災害状況の付与
- ② 非常呼集の実施
- ③ 災害状況の把握及び報告

##### イ 訓練項目

- ① 非常呼集訓練
- ② 情報及び災害状況把握訓練
- ③ 初期消火訓練
  - ・ 消火器による消火訓練
  - ・ バケツリレーによる消火訓練
- ④ 給食・給水訓練
- ⑤ 体験訓練 煙体験・起震体験
- ⑥ 放水訓練
- ⑦ 避難指示発令による避難誘導訓練
- ⑧ 要介護者及び一人暮らし者等弱者の安全確認訓練
- ⑨ 避難所開設、運営等に関する訓練

※ 訓練項目は、年度ごとに「防災訓練細部実施計画」を作成、重点項目を設定して実施

##### ウ 参加範囲

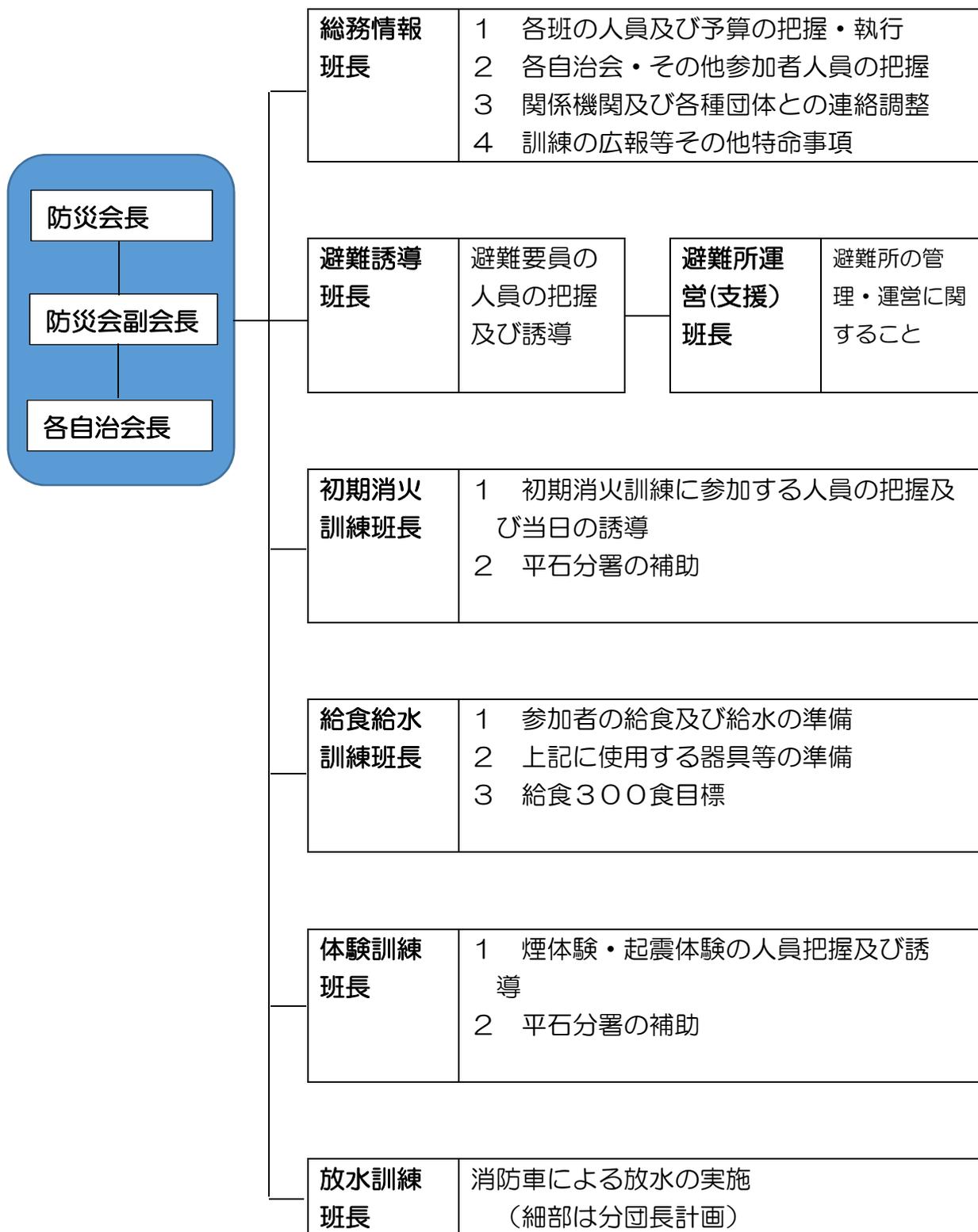
- ① 瑞穂野地区自主防災会
- ② 各自治会防災会
- ③ 瑞穂野消防団
- ④ 地区各種団体（学校含む）

状況により行政及び消防本部の指導と参加を依頼する。

##### エ 安全管理

訓練において、避難誘導時及び車両の運行・器材の運搬時の怪我及び訓練時のやけど等、安全に万全を期すこと

(3) 訓練編成及び役割分担



## 2 防災講話

災害時に備え、年に1回以上の部外講師による講話を実施する。

## 3 防災広報紙・防災のしおりの発行

- (1) 災害時に備え、自助・共助の基本
  - ア 自分と家族の安全について
  - イ 地域住民相互に助け合うことについて
- (2) 家庭内備蓄・非常持出品の準備について
- (3) 避難場所及び避難経路について

